

■外来での初期対応（歯科）

(1) 直接来院した場合の判断

1. 歯科診療を必要とし発熱を伴う再診患者及び紹介状持参患者が来院した場合は、主治医の判断により対処する。なお、初診患者の場合は、歯科総合診療部が対処する。
2. 内科診療を依頼された場合は、当院では一次診療は基本的に行っていないため、他の医療機関を受診するようお願いする。

(2) 電話による問い合わせ

1. 通院中ならびに紹介患者は担当診療科が、初診患者は歯科総合診療部が電話の対応を行う。時間外は歯科当直医師が電話の対応を行い、必要があれば各担当診療科へ連絡する。
2. 電話対応者はインフルエンザならびに口腔内の症状を聞き、緊急を要しない場合はインフルエンザが治癒してから受診するように依頼する。
3. 緊急な処置を要する患者（緊急を要する処置かどうかは電話対応者が判断する）の場合は、患者に「来院に際してはマスク着用の上、受付の際は出来るだけ人と1～2m以上離れて待機する」ように電話で指示する。
4. 当院に受診した後は、「直接来院した場合」に準じて対応する。

(3) 直接来院した場合

1. 事務職員はサージカルマスクを着用し、患者にも着用させ、速やかに2階の全身管理歯科治療部内の特殊治療室（以下、陰圧室）に誘導する。
2. 患者の移動は他の人への感染防止に十分配慮し、人や病院内のドアノブなどに接触しないようにする。エレベーターはできるだけ使用しない。
3. 事務職員は通院中ならびに紹介患者は担当診療科に、初診患者は歯科総合診療部に連絡する。
4. 歯科医師ならびに看護師、歯科衛生士はサージカルマスクとゴーグル（フェイスシールド）を着用し、医療面接ならびに必要であれば口腔内診察を行う
5. 緊急の歯科処置を要しない場合
 - 1) 事務職員が事務処理・会計を行い、患者は陰圧室から外来待合を経ないで玄関に直行し、帰宅してもらう。
 - 2) 投薬がある場合は薬剤部から2階ヘリフトで運び、陰圧室で手渡す。
6. 緊急の歯科処置を要する場合
(緊急の歯科処置内容は各担当診療科および歯科総合診療部の歯科医師が判断する)
 - 1) 診療科の歯科医師ならびに看護師、歯科衛生士はN95マスク、ゴーグル、ゴム手袋、ディスポのエプロンを着用する。
 - 2) 歯科治療時には、歯科用ユニットまわりをラッピングして治療する。

- 3) 歯牙削合などの処置時には口腔外バキューム装置を使用する。
- 4) 投薬がある場合は薬剤部から 2 階へリフトで運び、陰圧室で手渡す。
- 5) 診療終了後は事務職員が事務処理・会計を行い、患者は陰圧室から外来待合を経ないで玄関に直行し、帰宅してもらう。
- 6) 治療終了後、診療科歯科医師ならびに看護師、歯科衛生士は入念な手洗い、うがい、洗顔を実施する。
- 7) 患者が触れた部位は、アルコールクロスによる清拭を行う。